

規制に係る事前評価書（要旨）

【 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 】

規制の内容	土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大		
担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課	電話番号：03-5521-8338	E-mail：mizu-dojo@env.go.jp
評価実施時期	平成29年2月27日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 土地の形質の変更に伴う、汚染土壌の飛散流出や地下水汚染、拡散を防止する。</p> <p>【内容】 都道府県知事は、有害物質を使用等する施設が廃止された土地であって、予定している土地利用方法によれば健康被害が生ずるおそれがない旨の第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたもの（以下「ただし書の確認を受けた土地」という。）について、土地の形質の変更の届出を受けた場合、当該土地の所有者等に土壌汚染状況調査及び結果の報告を命じるものとする。</p> <p>【必要性】 ただし書の確認を受けた土地については汚染土壌が存在する可能性が高く、汚染の有無や帯水層の深さが不明な状態で土地の形質変更が行われた場合には、汚染土壌の飛散流出や地下水汚染の発生、拡散が生じるおそれがあることから、土地の形質の変更時に土壌汚染状況調査及び結果の報告を命じることとする。</p>		
	関連条項	第3条第7項・第8項	
想定される代替案	<p>代替案① ただし書の確認を受けた者に対する行政指導により、ただし書の確認を受けた土地の形質変更時においては、その旨の届出を行い、当該土地について、土壌汚染状況調査を実施するよう促す。</p>		
	<p>代替案②</p> <p>*代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成</p>		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> 環境省令で定める届出書（A4版1枚程度）に必要な事項を記載し、これに形質変更の場所を示した図面を添付する程度の負担が発生する。 土壌汚染状況調査に係る事務について労力及び費用の負担が発生する。 	行政指導により、土地の形質の変更の届出及び土壌汚染状況調査を行うことになるため、上記と同程度の負担が発生する。	

	(行政費用)	上記調査結果を受領した都道府県知事は、調査結果を確認し、法に基づく区域指定の要否を判断する程度の負担が発生する。	対象者に対する個別の行政指導及び普及啓発などに要する費用が発生するため、上記よりも多くの行政負担が発生する。	
	(その他の社会的費用)	なし。	なし。	
規制の便益	便益の要素		代替案①の場合	代替案②の場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の蓋然性が高い土地について、汚染状態の把握が促進され、汚染土壌の飛散流出や地下水汚染、拡散を防止することができる。 ・ 建物が建設された後に土壌汚染が判明した場合において、その調査及び対策のために、建物を解体するなど不要な経費が必要となることを防止できる。 		行政指導により任意で土地の形質の変更に係る届出及び土壌汚染状況調査の実施を求めるものであるため、ただし書の確認を受けた土地において行われる形質変更のすべてを把握することができず、対象となる土壌汚染状況調査の確実な実施を担保することができない。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本制度を新設することにより、土地の所有者等による届出書の作成や土壌汚染状況調査に係る事務的な費用及び都道府県知事が調査結果を確認するための費用が発生する。しかし、これらの事務は簡易なものであり、汚染の蓋然性が高い土地で届出・調査が行われないまま土地の形質の変更が行われ、汚染が拡散した場合に必要な処理費用に比べれば、少ない費用で対処できるものである。			
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で議論を行い、平成28年12月7日に中央環境審議会から「今後の土壌汚染対策の在り方について」（第一次答申）を頂いたもの。			
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成35年頃）を予定。			
備考				

規制に係る事前評価書（要旨）

【 土壌汚染対策法の一部改正する法律案 】

規制の内容	汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設		
担当部局	環境省水・大気環境局土壌環境課	電話番号：03-5521-8338	E-mail：mizu-dojo@env.go.jp
評価実施時期	平成29年2月27日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 要措置区域（汚染の除去、拡散防止等の措置が必要な区域をいう。以下同じ。）において、都道府県知事による措置内容の確認を確実にし、誤った措置によって生じるおそれのある汚染拡散を防止する。</p> <p>【内容】 都道府県知事は、第6条第1項に基づき要措置区域の指定をしたときは、当該要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置等に関する汚染除去等計画の作成・提出の指示及び技術的基準に適合しない場合の変更命令を行うものとする。また、当該提出に係る措置を完了した者に対し、措置を完了した旨の都道府県知事への報告を義務付けるものとする。</p> <p>【必要性】 現行制度においては、土地所有者が要措置区域において実施する汚染の除去等の措置については、実際の措置内容の都道府県知事による確認が法令上定められていないため、措置の計画段階や措置完了時に具体的な実施内容の確認が行われていないケースが存在する。このため、誤った施工方法により、汚染が拡散したり、措置完了に必要な書類が不十分で措置内容が確認できず区域指定を解除できなくなることがないように、都道府県知事による措置内容の確認が確実にされる体制の構築を図る必要がある。</p>		
	関連条項	第7条	
想定される代替案	代替案① 要措置区域において不適正な措置が講じられることを防止するため、行政指導により、汚染除去等計画を作成・提出するよう促す。		
	代替案② *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	汚染除去等計画の作成は、現行法の運用においても一般的であるため、追加費用は発生しない。	汚染除去等計画の作成は、現行法の運用においても一般的であるため、追加費用は発生しない。	

	(行政費用)	上記汚染除去等計画を受領した都道府県知事は、内容の確認及び当該計画に記載された事項が技術的基準に適合していないと認めるときにその変更を命ずる等の負担が発生する。	対象者に対する個別の行政指導及び普及啓発などに要する費用が発生するため、上記よりも多くの行政負担が発生する。	
	(その他の社会的費用)	なし。	なし。	
規制の便益		便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
		<ul style="list-style-type: none"> ・要措置区域における不適正な措置による汚染の拡散を未然に防止することが可能である。 ・要措置区域において不適正な措置が講じられた場合の、汚染拡散等の追加対策・措置に要する費用の発生を未然に防止することが可能である。 	行政指導により任意で作成・提出を求めるものであるため、確実な汚染除去等の措置の実施を担保することができない。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		本制度を新設することにより、都道府県知事が汚染除去等計画を確認する等の行政費用が発生するが、汚染除去等計画の作成は、現行法の運用においても一般的に行われているため、追加費用は少ない。また、要措置区域において不適正な措置が行われ、汚染が拡散した場合に必要な汚染の除去等の費用及び都道府県知事による追加の措置命令に係る費用に比べれば、非常に少ない費用で対処できるものである。		
有識者の見解その他の関連事項		中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会で議論を行い、平成28年12月7日に中央環境審議会から「今後の土壌汚染対策の在り方について」（第一次答申）を頂いたもの。		
レビューを行う時期又は条件		附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成35年頃）を予定。		
備考				